

平成26年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成26年12月 4日
 招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
 開会(開議) 平成26年12月 4日(木) 9時 31分 宣告

会議録署名議員の氏名 8番 小野昌士 議員 9番 齋藤昭一 議員

1、出席議員

1番 西尾 幸太郎	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
2番 池田 賢治	8番 小野 昌士	14番 池田 信博
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
4番 佐々木 雅秀	10番 石田 茂春	16番 安部 和子
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	
6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重	

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	観光課長 吉田 隆
副町長 池田 高世偉	定住対策課長 鳥井 登
教育長 山本 和博	農林水産課長 佐々木 千明
総務課長 大庭 孝久	上下水道課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	建設課長 春木 茂正
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 八幡 哲
税務課長 池田 茂良	生涯学習課長 濱田 勉
町民課長 名越 玲子	布施支所長 大上 一郎
福祉課長 藤川 芳人	五箇支所長 宮本 智幸
保健課長 長田 栄	都万支所長 田中 秀喜
環境課長 阿部 眞澄	財政係長 宇野 慎一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 2人

1、町長提出議案の題目

- 承認第 13号 平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 議 第 117号 平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)
- 議 第 118号 平成26年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 議 第 119号 平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正
予算(第3号)
- 議 第 120号 平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正
予算(第2号)
- 議 第 121号 平成26年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議 第 122号 平成26年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 123号 平成26年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 124号 平成26年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議 第 125号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例
- 議 第 126号 隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議 第 127号 隠岐の島町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 128号 隠岐の島町認定子ども園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 129号 隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 議 第 130号 隠岐の島町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議 第 131号 隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議 第 132号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議 第 133号 隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 134号 隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議 第 135号 隠岐広域連合規約の一部を変更する規約
- 議 第 136号 隠岐の島町保育の必要性の認定に関する条例
- 議 第 137号 隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 議 第 138 号 隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- 議 第 139 号 隠岐の島町放課後児童クラブの設置及び運営に関する基準を定める条例
- 議 第 140 号 隠岐の島町空き家等の適正管理に関する条例
- 議 第 141 号 隠岐の島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- 議 第 142 号 字の区域変更について〔加茂津井ノ元〕
- 議 第 143 号 字の区域変更について〔岬町漆谷〕
- 議 第 144 号 工事請負変更契約の締結について〔犬来漁港東防波堤(改良)工事〕
- 議 第 145 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(2号幹線その1)工事〕
- 議 第 146 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(5号幹線その2)工事〕
- 議 第 147 号 工事請負変更契約の締結について〔町道東郷25号線災害防除工事〕
- 議 第 148 号 物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付積載車〕
- 議 第 149 号 物品購入契約の締結について〔小型ノンステップバス〕
- 議 第 150 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町牧野施設〕
- 議 第 151 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町布施地区漁業振興施設〕
- 議 第 152 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町総合体育館等〕
- 議 第 153 号 指定管理者の指定について〔島後斎場 愁霊苑〕
- 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 同意第 1 号 隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、平成26年第4回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9時31分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 8 番：小野昌士議員、
9 番：齋藤昭一議員を指名します。

日 程 第 2、会 期 決 定 の 件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 12 日までの 9 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 12 日までの 9 日間に決定しました。

日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、平成 26 年第 3 回定例会以降の議会に関する行事・会議等はお手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告を申し上げます。

まず、この間、長崎県議会、山口県萩市議会、福島県会津若松市議会が行政視察に訪れました。町長、副町長、担当課長の丁寧な対応に対しまして感謝を申し上げます。

10 月 8 日には、島根県町村議会議員研修会と隠岐島町村議会議員研修会が松江市の市町村振興センターで開催されました。今年度は、早稲田大学マニフェスト研究所事務局長の中村健氏による「滅びゆく議会と生き残る議会」というテーマで自らが 27 歳という若さで初当選した徳島県川島町長時代に経験した議会との苦労話や、現在の地方議会に求められていることを講演されました。もう一つは、東京医科歯科大学名誉教授の藤田紘一郎氏による「議員の健康管理術」というテーマでしたが、講師の独自の世界観にふれ大変楽しい講演でございました。

その後に、隠岐島町村議会議員研修会を開催し、県内で初めて議会にタブレットを導入した、美郷町議会議員の皆様「タブレット端末の活用による議会運営」と題し、講演をいただきました。参加者も実際に使用しているタブレットに触れながら講演をしていただき、その機能の高さに驚きました。また、導入の効果として約 40 パーセントの用紙代の節約にもなり、何よりも職員の負担軽減は計り知れないと説明をされました。本町においても今後導入

に向けての議論も必要になると感じたところでございます。

10月26日には、隠岐の島町合併10周年記念式典が挙行されました。10年の節目を迎え、この間様々な形で本町の発展に寄与された方々、また、合併当時にご苦勞をされた方々に心より敬意を表すとともに、本町の益々の発展を願ったところであります。

11月11日には、第33回離島振興市町村議会議長全国大会が東京都で開催されました。開会宣言では、「離島市町村は、我が国の領域、排他的経済水域などの保全、海洋資源の開発利用、自然環境の保全等の面でその果たす国家的役割は一層重要となっている。よって、政府・国会は、離島をとりまく特殊事情を直視し、それぞれの離島の特性に応じた離島振興の諸施策を強力に展開すべきである。」との内容の宣言がなされ14項目に及ぶ決議案件を満場一致で政府・国会へ提出することにいたしました。

また、特別決議といたしまして、「離島航路・航空路支援法（仮称）の早期制定を求める特別決議」及び「特定国境離島保全・振興特別措置法（仮称）の早期制定を求める特別決議」が採決されました。

翌12日には、第58回町村議会議長全国大会が同じく東京都で開催されました。今年度のテーマは、「町村のさらなる振興発展をめざして」とし、宣言では、「町村は少子・高齢化や過疎化の中で依然として深刻な経済、雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。今こそ英知と決断、そして迅速な対応により本格的な復興への取組みを加速させるとともに、地方の創生と人口減少の克服を図り町村の自治能力を高め、都市と農村漁村が共生しうる社会を協力に進めていくことが重要である。」とし、16項目に及ぶ決議を満場一致で採決しました。

続いて、去る9月定例会において議決されました議員提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

次に、議員の派遣について別紙のとおり派遣いたしましたのでご報告いたします。

最後に、請願及び陳情などについてであります。本日までに3件の請願・陳情等を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情等文書表」のとおり所管の常任委員会に付託いたしました。

なお、「公共工事の前金払対象金額の見直しについて」及び「ショッピングセンター協同組合ピアの跡地利用についての要望」につきましては、議員の皆様への配付に留めることといたしましたのでご理解願います。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に

応じてご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

皆さん、おはようございます。

平成26年第4回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月に入り、寒気が一段と強くなってまいりましたが、議員各位には、益々ご壮健のご様子、まずもってお慶びを申し上げます。

本日は、平成26年第4回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたが、ご多忙にもかかわらずご出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、先般は、議会定例会に先立ちまして全員協議会を開催させていただき、合併10周年記念行事の一環といたしまして実施いたしました野外音楽フェスティバルの実績等につきましてご報告を申し上げさせていただいたところであります。

実行委員会の努力の甲斐もなく、当初計画を大きく下回る結果となりました。いかなる理由があったにせよ、容認をいたしました私の責任は重く、今後、この種の興行を主といたしますイベントに行政主導でかかわることにつきましては私の在任中、基本的に認めない強い姿勢で臨むことを既に課長会で通達をさせていただいたところでございます。

議員の皆様方はもちろんでございますが、これまでこの計画を実施するまでに私に異議やあるいは計画変更の意見をくださいました町民の皆様方に対しましても、結果的に大変なご迷惑、そしてご心配をおかけいたすことに対しまして、ここにお詫びとお断りを申し上げます。誠に失礼いたしました。

さて、本議会には、平成26年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の制定及び一部改正並びに指定管理者の指定など、41件の諸議案をご提案させていただいております。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願いを申し上げます。

それでは、9月に開催をさせていただきました「第3回隠岐の島町議会定例会」以降の私の行政報告でございますが、主な事項につきまして、ご報告を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、隠岐の島町合併 10 周年記念式典につきましてご報告いたします。

皆様ご承知のとおり、平成 16 年 10 月 1 日に隠岐の島町が誕生いたしまして、本年度早、節目の 10 年目を迎え、10 月 26 日でしたが隠岐島文化会館におきまして、合併 10 周年記念式典を挙げていただきました。

当日は、溝口島根県知事様、砂原名誉町民様、島根県選出国會議員の皆様方からお祝いのメッセージをいただき、また、小林島根県副知事様、吉田県議様ほかたくさんのご来賓の皆さま方のご出席を賜り、この 10 年間に振り返り、今後の隠岐の島町の発展のため、微力ではございますが、全力を傾注することをお誓い申し上げたところであります。

この 10 周年を契機に、町民の皆様方と一体となりまして活力あふれる「隠岐の島町」の構築に向け、新たな挑戦をしてみたいと存じますので、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、戦没者追悼式につきまして、ご報告を申し上げます。

11 月 30 日隠岐島文化会館大ホールで先の大戦でお亡くなりになりました方々を追悼するため「戦没者追悼式」を挙げていただきました。

当日は、127 名のご遺族の方、島根県議會議員様、町議會議員の皆様方など多くのご来賓の皆様にもご参列いただき、滞りなく執り行うことができたかと存じます。

今回は、一般の皆様方のご参列も 11 名ございました。改めまして「戦没者追悼式」を挙げることを意味合いをあらたに確認をさせていただいたところでもございます。

また、一方では、戦没者遺族の方々の高齢化が進み、また、住所の不明によりご参列いただく方々が減少しており、開催の方法等やご遺族の確認調査等の検討をあらためて進めていかななくてはならないとこのような課題もございました。

次に、隠岐世界ジオパーク推進協議会の取組みにつきまして、ご報告申し上げます。

10 月 3 日、首都圏から「島根マインドの会」、10 月 23 日「鳥取・島根経済同友会」の皆様が訪れまして、ジオパークサイトを中心に視察研修が行われたところであります。

10 月 20 日には、島根県の主導により「隠岐世界ジオパーク活用推進検討会議」が発足し、国、島根県、隠岐郡 4 か町村及び関係民間団体で構成する会議になりました。隠岐の島町からは、副町長及び観光課長が参画をしております。

ジオパークを活用した観光振興、地域振興を図る上で、ソフト・ハード両面にわたる施策の提言をまとめるそういった会議であったそうです。この提言に基づき、具体的施策に反映させたいと考えているところでございます。

11月5日には、石破茂衆議院議員が発起人でございます「ジオパークによる地域活性化推進議員連盟」の設立総会が開催され、国会議員、関係省庁や日本ジオパークネットワークの理事など、約150名の参加者により意見交換が行われたところであります。

本議員連盟は、ジオパークに対する国の一体的な支援体制の整備・強化、あるいは財政支援、PRなどの活動を行うとするものでございます。大変心強い組織が設立されたと思います。そういった本議員連盟に対し深く敬意を申し上げますと同時に、協力し合いながら国への支援要請等を行い、更にジオパーク活動が推進してまいりますよう考えているところであります。

次に、隠岐空港におけるFDAチャーター機の運航につきまして、ご報告を申し上げます。

9月13日から12月2日までの間、名古屋小牧空港を始め、松本、静岡、山形、花巻、福岡の各地方空港から、出雲の周遊も含め、基本的に2泊3日の隠岐の島チャーター企画が実施されたところでございます。

このツアーは、昨年につき、各地の大手旅行代理店が航空会社でございますFDA、フジドールームエアラインズと提携し実現したものでございまして、ご利用になられたお客様は、約1,600人に及んでおります。

出発地から目的地へ短時間で快適な移動が可能となりますこのチャーター企画は大変好評であり、特に距離的にも遠いと思われておりました東北地方から新たなお客様の誘致に関しましては、今後の進展が大いに期待されるかと存ずるところでございます。

次に、「いきいき祭り」等について、ご報告申し上げます。

本年は、隠岐の島町合併10周年記念式典に併せまして、10月26日、隠岐島文化会館を会場といたしまして開催をし、たまたま晴天にも恵まれて、ご来場いただいた方々も多く、盛大な祭りとなったところでございます。

当日は、隠岐の島町合併10周年の記念講演といたしまして、20年以上地域医療を実践されていらっしやる福井県の国保名田庄診療所長中村伸一先生をお招きいたしまして、「^な地域^たに^りそ^い医20年」と題して、お話をいただきました。

また、水産庁から魚食普及の上田克彦先生をお招きをいたしまして、魚料理教室の開催でありますとか畜産共進会、保健・福祉・教育関係の展示、あるいは農林水産物のバザー、いきいき祭と共催の「しまね食育まつり」のペットボトルピザづくりなど、催し物が豊富に揃いまして、大勢の町民の皆様方にご参加をいただき、終日賑わう大きなイベントとなりましたことを、ここにご報告を申し上げます。

「各地区文化祭」の開催につきまして、ご報告申し上げます。

11月1日、2日「西郷文化祭」、16日「都万文化祭」、23日「五箇どんと祭り」と3地区の文化祭・文化発表会の開催がされたところでございます。

当日は、いずれの会場も町民の皆さんの文化活動発表の場として様々な作品展示やバザーが盛大に行われ、大勢の町民の皆様方にご来場いただき、終日賑わう催し物となったかと思っております。

地域の皆さんの、日頃からの文化活動の取組み状況を見て、大変頼もしく思いますとともに、この文化祭が地域の「絆づくり」の場となり、これからの“まちづくり”にも生かしていただけるものと強く感じたところでございます。

なお、布施地区につきましては、12月7日、これが今年最後のまつりかと思っておりますが、開催される予定になっております。

次に、愛媛県西予市合併10周年記念「乙亥大相撲大会」参加事業につきまして、ご報告を申し上げます。

11月23日、24日の両日、平成18年、本町で開催をいたしました「相撲祭」が基点となります交流が始まりました愛媛県西予市において、合併10周年記念事業としての同相撲大会が実施をされたところでございます。本町から議会議長様を始め、両常任委員長様、教育長他が参加をさせていただいたところでございます。

本町と西予市は、相撲のみならず、ジオパークでも関係が深く、西予市長を始め、たくさんの市民の皆さんに大歓迎を受けたと報告を受けたところでもあります。

当日は、角界の人気力士であります隠岐の海関、遠藤関も招待を受けておりまして、会場内外で大きな声援が飛び交い、その人気の高さを感じたところであったようでございます。

この交流を通しまして、今後、高速道尾道線の全線開通でますます四国が近くなってまいりました。そういった地方からの交流人口の拡大にもつなげてまいる必要があるかと存じます。

次に、各地で開催をされました「島根県人会」等出郷者総会につきまして、ご報告を申し上げます。

10月13日に「隠岐の島町東京会総会」が都内ホテルで、約100名の出郷者の皆様にご出席をいただき盛会に開催をされたところでもあります。隠岐民謡の披露、隠岐特産品の販売も行い、本町の近況報告に併せ、郷土と東京の連携強化についてのお願ひもさせていただいたところでございます。

また、11月9日に「近畿島根県人会」が開催されました。私は、他の公務の関係がございまして副町長に出席をしてもらいましたが、約400名の来場者で賑わい盛会であったと報告を受けたところでございます。

今後とも各地の出郷者の皆様方とのつながりを深めてまいりたいとこのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、9月の定例会以降、私が出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載してございますので、ご参照を賜りたいと存じます。

以上、行政報告を終らせていただきたいと思います。

○議長（石田茂春）

以上で、「行政報告」を終ります。

日 程 第 5、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第13号「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」から同意第1号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの41件を一括して議題といたします。

日 程 第 6、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました41件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長松田和久）

本日提案をさせていただきました諸議案につきましてご説明を申し上げます。

承認第13号の議案につきましては、一般会計の補正予算に関する議案でございまして、11月21日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

承認第13号の「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」でございしますが、歳入歳出の補正額は、2,100万円の追加でございまして、補正後の予算額を156億3,924万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございしますが、去る11月21日に衆議院解散となりまして12月2日公示、12月14日が投開票として実施されることとなりましたために、必要経費を補正させていた

たくものでございます。

議第 117 号「平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 4 号)」から議第 124 号「平成 26 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 2 号)」までの 8 件の補正予算について、まず説明を申し上げます。

議第 117 号の「平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 4 号)」についてでございますが、補正後の予算額を 155 億 903 万円とするものでございます。

補正の主な内容は、人事管理経費、野外音楽フェスティバル補助金、排水施設管理事業、林業及び港湾施設災害復旧事業の追加をいたし、犬来及び大久漁港整備事業の 2 港につきましては、前年度、国の補正対応での実施といたしましたので、本年度計上をいたしておりました事業について、これを減額させていただくものでございます。また、長期借入利子償還金については、借入利率確定に伴います減額でございます。

事業の変更に伴いまして、町債の借入限度額を定める「地方債の補正」も併せて補正をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、議第 118 号の「平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)」につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、50 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 21 億 1,346 万 4,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険税還付金を増額するものでございます。

この財源につきましては、基金繰入金を充当するものでございます。

次に、議第 119 号の「平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第 3 号)」についてでございますが、補正額は、139 万円の追加でございます、補正後の予算額を 1 億 5,094 万 8,000 円とするものでございます。

この補正の内容でございますが、一般管理費において医師不在時における代診医派遣経費の増額と、医業費において備品購入費を増額させていただくものでございます。

この財源につきましては、一般会計繰入金を充当するものであります。

次に、議第 120 号の「平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第 2 号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、432 万円の減額でございます、補正後の予算額を 1 億 5,456 万 6,000 円とするものでございます。

主な内容は、医師の人件費等の減額と代替診療に伴います負担金の増額でございます。

財源につきましては、診療収入を減額するものでございます。

次に、議第 121 号「平成 26 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございますが、補正額は、128 万 2,000 円の追加でございます。補正後の予算額を 12 億 3,518 万 7,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、前年度の決算額が確定し、消費税納税額の決定に伴います増額と、落雷による通報装置改修のための増額及び公共下水道施設整備費において、整備内容の変更に伴う事業費の組替えなどが主なものであります。

財源につきましては、一般会計繰入金でございます。

次に、議第 122 号「平成 26 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、45 万 7,000 円の追加でございます。補正額の予算額を 4,165 万 7,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、前年度へき地医療対策費補助金の事業費確定に伴い返還金を計上するものでございます。

財源につきましては、前年度繰越金及び一般会計繰入金でございます。

次に、議第 123 号「平成 26 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 13 万 5,000 円の追加でございます。補正後の予算額を 1,223 万 5,000 円とするものでございます。

内容は、前年度へき地医療対策費補助金の事業費確定に伴いこれは返還金を計上させていただくものでございます。

この財源につきましては、前年度繰越金を充当し、一般会計からの繰入金を減額させていただくものでございます。

議第 124 号「平成 26 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、209 万 7,000 円のこれは追加補正でございます。補正後の予算額を 3 億 5,483 万 4,000 円とするものでございます。

内容は、療養給付費負担金の減額と保険基盤安定事業負担金の増額でございます。

これらの財源につきましては、一般会計からの繰入金を充当するものでございます。

続きまして、議第 125 号から議第 140 号までの 16 件につきまして、これは条例の一部改正及び条例制定に関する議案でございます。

まず、議第 125 号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」でございますが、軽自動車税の税率につきましては、本年 3 月 31 日に専決処分を行い改正をいたしました。小型特殊自動車の税率については、他の税率と均衡を失わないように適切な見直しを行う必要が生

じましたため、来年度分からの税率を約 1.25 倍に引き上げをさせていただくものでございます。また、併せて条例規定の整備等を行うものでございます。

次に、議第 126 号「隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例」についてでございますが、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に名称が変更をされましたことを受けまして、島根県福祉医療費助成事業補助金交付要綱の一部がこれに連動して改正をされました。関係条項の法律の名称などを変更させていただくものでございます。

次に、議第 127 号「隠岐の島町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育所を含む全ての就学前児童の教育・保育施設における保育の実施基準につきまして、後ほど提案をさせていただきます「隠岐の島町保育の必要性の認定に関する条例」により定めることといたしましたために、保育所における保育の実施基準をこれに併せまして改正するものでございます。

次に、議第 128 号「隠岐の島町認定こども園設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、議第 127 号の議案と同じように、認定こども園におきます保育の実施基準を改正させていただくものでございます。

次に、議第 129 号「隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についてでございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴う児童福祉法の一部改正等がございまして、放課後児童クラブの利用児童の範囲を小学校修了前までに拡大をするものでございます。

次に、議第 130 号「隠岐の島町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例」についてでございますが、児童福祉法の一部改正及び難病の患者に対します医療費等に関する法律が平成 27 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、条文の整理を行わせていただくものでございます。

次に、議第 131 号「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてでございますが、健康保険施行令の一部が改正されることに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、出産育児一時金の支給額をこれまで「39 万円」でございましたが、「40 万 4,000 円」に引き上げ、それに伴います、ただし書きを改めさせていただくものでございます。

次に、議第 132 号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてでございますが、健全かつ安定的な国民健康保険事業を運営してまいりますため、保険税率の改定が必要でございましたのでこれを改正させていただくものでございます。

改正の主な内容は、基礎課税分の均等割額及び平等割額をそれぞれ増額するものでございまして、概ね6パーセントの改定率となっております。

次に、議第133号「隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、今年度今津地内に整備された公共牧野につきまして、牧野の追加認定が必要となり、これを改正させていただくものでございます。

次に、議第134号「隠岐の島町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてでございますが、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、その一部の規定が本年12月1日から施行されることになりました。本条例附則の児童扶養手当法等による給付と調整関係について改正をさせていただくものでございます。

次に、議第135号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」についてでございますが、隠岐広域連合におきましてフェリー「くにが」代替船建造に対し、隠岐汽船株式会社への資金貸付けをした償還が本年3月31日をもって終了いたしましたことから当該事務を廃止すること及び児童福祉法改正により施設名称が変更されましたことから所要の変更をさせていただくものでございます。

次に、議第136号「隠岐の島町保育の必要性の認定に関する条例」についてでございますが、この条例は、子ども・子育て支援法の施行に基づきます、教育・保育給付を実施するに当たり、給付の実施主体となる町が、国の定める基準に従い、保育の必要性を確認するための客観的な基準を定めるものでございます。

次に、議第137号「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてでございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴う児童福祉法の一部改正等によりまして、新たに創設されます地域型保育事業に対する給付を実施するにあたり、実施主体となります町が、対象施設及び事業の設備や運営について認可基準を定めるものでございます。

次に、議第138号「隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例」についてでございますが、子ども・子育て支援法及び関連法のこれも改正に基づきまして、施設型給付及び地域型保育給付の給付対象施設として、満たすべき運営基準を定めるとともに、町がその確認を行うことを定めるものでございます。

次に、議第139号「隠岐の島町放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例」についてでございますが、これも子ども・子育て支援法の施行に伴う児童福祉法の一部改正等によりまして、これまで国が定めたガイドラインを参酌し、運営してまいりました放

課後児童クラブにつきまして、その質を確保する観点から実施主体である町が運営基準を定めるものでございます。

次に、議第 140 号の「隠岐の島町空き家等の適正管理に関する条例」についてでございますが、近年少子高齢化や過疎化を背景に空き家の増大が全国的に問題となっているところでございます。本町におきましても同様に空き家が多数存在し、特に管理不全な状態による周辺の住環境への悪影響や、防災・防犯上の問題などが顕著になってきております。

このため、空き家の適正な管理について必要な事項を条例で定め、町民の安全で安心な“まちづくり”を推進するため、条例を制定させていただくものでございます。

次に、議第 141 号「隠岐の島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について」及び議第 142 号の「字の区域変更について〔加茂津井ノ元〕」ご説明を申し上げます。

今年度加茂地先に整備されました漁港施設用地につきまして、埋め立てによりあらたな土地が生じたので、土地の確認と字区域の変更をするものでございます。

次に、議第 143 号「字の区域変更について〔岬町漆谷〕」につきましては、昨年度から地籍調査事業を行っております今津・岬の両地区におきまして、字漆谷という地区が両地区に混在をしている箇所があります。これらを全て岬町漆谷として字区域の変更を行うものでございます。

続きまして、議第 144 号から議第 149 号までの 6 件につきましては、工事請負変更契約、物品購入契約の締結に関する議案でございます。

まず、議第 144 号「工事請負変更契約の締結について〔犬来漁港東防波堤（改良）工事〕」についてでございますが、当初、本工事で発生をいたします既存の消波ブロックを他の工事に再利用してまいりますため、現場内の海中に仮置きする予定としておりましたが、経年劣化によりまして一部再利用ができない、そういった消波ブロックがあることが確認できました。漁港内の別海域に仮置きするために海上輸送費を増工する必要性が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

次に、議第 145 号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（2 号幹線その 1）工事〕」についてでございますが、管路の施工区間におきまして、想定と異なった土質が発生をいたしました。現地を詳細に調査し工法の変更が余儀なくなりましたので契約金額を増額し、併せて工期内の完了が少し難しくなりましたので工事期間を延長する必要性が生じたかと思っております。工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

次に、議第 146 号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（5 号幹線そ

の2) 工事)」についてでございますが、管路布設工において、県道の舗装対応に取り壊しなどの変更が生じたことから契約金額を増額し、併せて工期内の完了が困難となり工事期間を延長する必要が生じました。工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

次に、議第147号「工事請負変更契約の締結について〔町道東郷25号線災害防除工事〕」についてでございますが、町営住宅宮城ヶ丘団地から神米地内への接続道路でございます。想定していた土質の相違により、切土勾配を緩くする必要が生じたことから、工事費の積算をいたしましたところ、本工事が議会の議決案件となりましたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

次に、議第148号の「物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付積載車〕」についてでございますが、去る11月10日、3者によりまず指名競争入札を執行いたしました。株式会社吉谷が落札をいたしましたので、同社と契約金額1,628万円で物品購入契約を締結いたしたく議決を求めるものでございます。

次に、議第149号「物品購入契約の締結について〔小型ノンステップバス〕」についてでございますが、去る11月18日、4者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社隠岐車両が落札いたしましたので、同社と契約金額1,919万1,600円で物品購入契約を締結いたしたく議決を求めるものでございます。

次に、議第150号から議第153号の4議案につきましては「指定管理者の指定」についての議案でございます。

本町が設置いたしております公の施設の管理運営を、指定管理者に行わせることとし公募をいたしましたところ「隠岐の島町牧野施設」、「隠岐の島町布施地区漁業振興施設」及び「隠岐の島町総合体育館等」の3施設は、それぞれ1団体のみのお応募でございました。これまでの実績等を踏まえ検討した結果、当該団体において適正な管理が見込めますことから、当該施設の指定管理者の候補者として選定をいたしました。

議第153号「指定管理者の指定について〔島後斎場 愁霊苑〕」につきましては、公募による応募者が2者でございました。「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者選定委員会」を開催し、指定管理者を選定したものでございます。

これらの4議案につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、諮問第4号と諮問第5号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

ご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員 10 名のうち、名越静江氏及び奥田恭三氏が平成 27 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。あらたに内田正義氏及び長澤美鶴氏を委員として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意第 1 号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」でございますが、本町教育委員会委員のうち、野津幸恵氏が本年 12 月 31 日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続いて任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

以上、41 件の諸議案についてご説明を申し上げました。何卒慎重ご審議の上、適切なお決定を賜りますようによろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

ただ今から、10 時 40 分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 25 分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10 時 40 分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10 時 40 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10 時 40 分 ）

○議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11 時 06 分 ）

日 程 第 7、休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

12 月 5 日は、特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、12月8日に開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 11時06分)

以 下 余 白